

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量
「青谷弥生犬」生体復元・骨格模型製作業務 一式
- (2) 業務の内容
別添「青谷弥生犬」生体復元・骨格模型製作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から令和 10 年 3 月 3 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「物品（特注品）」に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和 8 年 8 月 21 日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 5 の（1）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 5 の（1）の場所に必ず連絡すること。
- (3) 令和元年度以降に、動物の全身骨格模型の製作及び全身骨格模型に肉付けする手法による生体復元模型の製作を受注し完了した実績を有すること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 仕様書に示した業務を期限までに完了することができる者であって、業務実施中における発注者からの指示や確認の求めに速やかに応じることができる者であること。

3 入札の日程

公告日（入札説明書交付開始日）	令和 8 年 8 月 4 日（火）	
質問書提出締切	令和 8 年 8 月 10 日（月）	正午
質問書回答日	令和 8 年 8 月 17 日（月）	
入札説明書交付期間最終日	令和 8 年 8 月 21 日（金）	（直接交付の場合は午後 5 時まで）
名簿登録申請締切	令和 8 年 8 月 21 日（金）	正午
事前提出物締切	令和 8 年 8 月 21 日（金）	午後 5 時
名簿登録可否の決定	令和 8 年 9 月 15 日（火）	
入札参加資格の有無の通知期限	令和 8 年 9 月 16 日（水）	
決定理由説明要求期限（資格無しの者）	令和 8 年 9 月 17 日（木）	午後 5 時
要求者への回答期限	令和 8 年 9 月 18 日（金）	

入札書提出締切（郵便等の場合）	令和8年9月29日（火）	午後5時
開札	令和8年9月30日（水）	午後1時

4 契約担当部局

鳥取県立青谷かみじち史跡公園

5 入札手続等

（1）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（2）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-0592 鳥取県鳥取市青谷町青谷 667 番地 鳥取市青谷町総合支所 2階

鳥取県立青谷かみじち史跡公園 調査研究事務所

電話 0857-85-5011 ファクシミリ 0857-85-1711

電子メール aoya-kamijichi@pref.tottori.lg.jp

（3）入札説明書等の交付方法

令和8年8月4日（火）から同月 21 日（金）までの間にインターネットの鳥取県立青谷かみじち史跡公園ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年8月4日（火）から同月 21 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（2）に同じ

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、封筒の表に「入札関係書類在中」と朱書きの上、（2）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月30日（水）午後1時 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月 29 日（火）午後5時までとする。）

イ 場所

鳥取県鳥取市青谷町吉川 17 番地

鳥取県立青谷かみじち史跡公園 展示ガイダンス施設ガイダンス棟体験学習室

6 入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより5の（2）の場所に令和8年8月10日（月）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問については、令和8年8月17日（月）にインターネットの鳥取県立青谷かみじち史跡公園ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>）によりまとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、8の事前提出物を作成の上、令和8年8月21日（金）午後5時までに5の（2）の場所に持参若しくは郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

8 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 2の（3）を証する業務実績調書（様式第3号）

9 資格審査について

- (1) 7の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年9月16日（水）までに書面により通知する。
- (2) （1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和8年9月17日（木）午後5時

イ 提出場所及び方法

5の（2）の場所に持参若しくは郵便等により提出することとする。

- (3) （2）により説明を求められた場合、鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長は、説明を求めた者に対し、令和8年9月18日（金）までに書面により回答する。

10 入札条件

- (1) 入札は紙入札とし、入札書は所定の様式（様式第4号）を使用すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書替え、引換え又は撤回することはできない。
- (4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (5) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状（入札に関する権限を含むこと。）を鳥取県総務部総合事務センター物品契約課に提出している場合はこの限りでない。
- (8) 委任状及び入札書のあて名は「鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長 高尾 浩司」とする。
- (9) 委任状の提出先は、令和8年9月29日（火）までは5の（2）の場所とし、入札日当日の同月30日（水）は5の（5）のイの場所とする。
- (10) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記し、業務名、商号又は名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、郵便等による場合で再度入札を希望する場合は、業務名、商号又は名称と共に「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」を明記した封書に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として、無効とする。

(11) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を郵便又は持参の方法により提出すること。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。

(12) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(13) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 支払条件

令和8年度における契約金額の支払額は、契約額の68%を超えないものとする。

13 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合（代表者以外の者が入札を行うとき）において、入札を行うまでに委任状（様式第5号）を5の（2）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。

(3) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

(4) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札

(5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札

(6) 記名のない入札書による入札

(7) 入札書を鉛筆で記載した入札

(8) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

(9) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札（5の（4）の郵便等による入札の場合を除く。）

(10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

14 落札者の決定方法

(1) 本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。くじ抽選は、別添「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。なお、落札となるべき同価格の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

15 契約書作成の要否

要

16 電子契約について

発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第7号）を、5の（2）に提出すること。

なお、電子契約締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

17 手続における交渉の有無

無

18 その他

- （1）入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- （2）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- （3）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- （4）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る契約金額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の業務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

- （6）11の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、5の（2）の場所に提出すること。